

高取町長 殿

ボランティアグループ「高取町ご意見番」

代表幹事 中西宏次 印

[高取町長への公開質問状]

質問の件名又は内容

質問する件名 : 福祉施設用地売却に伴う売買代金納入の件

内容

:平成 20 年 7 月 31 日公社が経営健全化団体に指定され、経営健全化の一環として、公社及び町財政を圧迫している要因となっている長期保有土地を売却し、借入金の償還に充当するために福祉施設用地 5746㎡の売却を行なった。平成 21 年 10 月 19 日実施の一般競争入札において中川会(中川美恵子氏)が落札者となり、10 月 23 日売買契約を締結(6001 万円)するも、売買契約締結後の同日に奈良地方裁判所葛城支部から「仮差押さえ決定」の書類が届き、当該土地に平成 21 年 10 月 16 日付けで株式会社榎峰建設が債務者として仮差押さえが登記されていることが判明。10 月 30 日、売買契約締結に伴う売買代金にかかる期日を延期する覚書を締結。11 月 9 日、奈良地方裁判所葛城支部に保全意義申立てを行う。平成 22 年 3 月 19 日、裁判所から仮差押えを取り消す決定が出る。4 月 5 日、株式会社榎峰建設が決定を不服として大阪高等裁判所に保全抗告申立てを行い係争。後、大阪高裁にて勝訴したが、未だ中川会より契約保証金を差し引いた 5200 万円は未収。新しい場所での福祉施設用地買収が済み現在建設中であり、当時締結した売買契約締結に伴う売買代金にかかる期日を延期する覚書の効力が成されていない。

高取町ご意見番の「町長への公開質問状の回答」(平成 22 年 9 月 22 日:高総第 79 号)では、「この未収金については仮差押さえ取り消しが確定したので今後解消できる見込み」と回答後 1 年以上経過した現在も納入されていないのはどのような理由であり、町の対応現状について回答願いたい。

※ご回答につきましては 12 月 5 日までに下記宛ご送付頂きますようお願いいたします。

尚、町長の回答内容は、町民の方々や報道機関にも公開させていただきます。

ゼロ回答やノーコメントも発表させていただきますので、よろしくご協力の程、お願い申し上げます。

記

公開質問状への回答送付先

〒635-0151 高取町下子島 350

ボランティアグループ「高取町ご意見番」 中西宏次 宛

以上